

## ケイセンビジネス公務員カレッジ

### 科目および特別活動の履修・修得の認定と卒業の認定について

(教務規定・学生の手引より抜粋)

#### 【履修の認定】

- ・各教科・科目およびショートホームルーム・模擬試験について、年間授業時数の90%以上の出席を充たし、かつ、学習活動への参加の状況が満足すべきものと認められる者のみ、その科目の履修を認定する。  
ただし、長期療養その他正当な事由により、上記の基準を充たすことができない者で、各授業時数の3分の2以上の出席時数を充たしている者については、職員会議の審議を経て、不足時数の補充を行なった上で、科目の履修を認めることができる。
- ・前記の履修基準を充たし、当該教科・科目の学習成績が、評定『可』以上の評価を得た者については、その単位の修得を認める。
- ・各教科・科目および特別活動の履修・修得の判定に必要な資料は、当該授業担当者が作成し、その合否を決定する。
- ・各教科・科目および特別活動の履修・修得の認定は、原則として、当該授業の履修が終了する期末または学年末に行なうものとする。

#### 【卒業の認定】

- ・卒業の認定は卒業判定会議で審議の上、学校長が決定する。
- ・当該学科の教育課程に定めるすべての教科・科目および特別活動を履修し、これを修得した上で卒業の判定対象者とする。
- ・未修得科目のある者は、卒業判定会議の審議を得た上で、追認考査を受けることができる。
- ・学年末において未修得科目がある者は原級留置とし、当該学年を再履修するものとする。